

人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定への導入等に向けた制度整備案に対する意見及びそれに対する考え方

意見提出期間：平成25年6月6日(木)から7月5日(金)まで

提出された意見の件数：11件

番号	提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	個人	<p>国際規格へ対応するための改正となれば、異議を唱えるものではありませんが、比吸収率測定だけでは電磁波過敏症問題を対策できないと考えます。今年3月、「電波の安全性に関する評価技術の調査研究の基本計画書(案)」へもパブリックコメントで提言致しましたが、人体の神経回路は、電気回路なのです。電気理論に詳しい方々で無いと的外れ対策になってしまうと思われます。アメリカの医学者ウィリアム・レイ博士が、世界で初めて「電磁波過敏症」と名付けたとありますが、もし電気理論の知識があれば、こんな病名は付けなかったと思われます。電気は理論通り動くのです。その意味で、比吸収率測定は、アナログ電波の時代でしか通用しないものと考えます。今はデジタルの時代なのです。携帯電話などはデジタル変調された高周波電流なのです。アナログ電波時代はエネルギーとして血液に影響していましたが、このデジタル変調高周波電流は、パルス信号であるため、神経回路に影響を及ぼします。症状が多岐にわたり原因不明と言われるのは、人体の調和を保っている自律神経が混乱しているからだと思います。コンピュータで言えばOSソフトが不安定になったことを意味します。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	個人	<p>差し出がましい意見で申し訳ございませんが、小生は6年前にICD(植え込み型除細動器)を植え込んだ心臓疾患患者です。</p> <p>この数年で、携帯電話がスマートホンに置き換わり、操作していない時に自動発信される電波の頻度が数倍に増えたり通信速度がアップしたり、さらに電気自動車の充電を路面等からの高エネルギーの電波により非接触充電する技術が競って開発されつつあって、われわれペースメーカー・ICD装着患者の不安が日に日に強くなっています。(多数派の健康者の利便性のみが追求されていくことへの強い不安があります。)</p> <p>かかる状況下、貴省からの「人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定への導入等に向けた制度整備案に対する意見募集」のパブリックコメント募集に接しました。</p> <p>内容を読むと、携帯電話の電波によって脳が発熱する(電子レンジと同様の影響)のこじか書かれておらず、ペースメーカーへの影響という視点が欠落していると思われます。</p> <p>小生のような、ペースメーカー・ICD装着患者と致しましては憲法でも保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が守られるよう、各法令・規制等の制定に際してもご配慮頂きたいとお願い申し上げます。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	株式会社NTTドコモ	<p>現状、音声通話の用途で利用する無線機器について側頭部における比吸収率の許容値が適用されておりますが、本件は、音声通話以外の用途で利用する無線機器や、複数の無線設備を搭載する無線機器が普及してきた状況に鑑み、国際ガイドラインと同等である電波防護指針に準じた比吸収率の許容値と、国際規格と同等の測定法を、側頭部以外について適用するものと理解しております。</p> <p>平成22年3月に御省より発表されております「無線設備の電波防護指針への適合性調査の報告書」によりますと、別添4「人体における比吸収率の測定方法を定める告示案」として示されております測定方法と同等の国際電気標準会議(IEC)の測定法(62209-2)原案に則り当時市場に普及していた携帯電話端末等の比吸収率調査を行ったところ、調査対象とした全製品において今回の規制が満たされていることが示されております。現在においても同様な状況が想定され、携帯電話端末等から放射される電波に関する電波防護について、特別な懸念等が想定される状況にはないものと考えます。</p> <p>比吸収率の許容値には科学的な根拠を元に十分な安全率が含まれていることと合わせて、新たな規制の背景や改正の内容などが正しく理解され、また本規制の利用者が技術基準への適合性を遵守することによって、安心して無線機器をご利用いただけるよう、広く一般向けの説明会の開催、ホームページ、パンフレットの配布などによる国による周知、啓発活動が行われ、利用者の誤解を受けないように配慮されることを希望します。</p> <p>現状、携帯電話を含む特定無線設備においては、無線設備個別に技術基準への適合性を確認しておりますが、比吸収率については、同一筐体で複数の無線設備を持つものでも、その筐体単位での、単一あるいは複数の無線設備が動作する場合の影響を考慮する必要があると考えます。つまり、無線設備ごとの比吸収率が許容値に収まることを確認することが目的ではなく、筐体単位での比吸収率が許容値に収まることを確認することが重要と考えます。なお、同一帯域および同一空中線を使用できる無線設備であれば、通信方式や変調方式が異なる場合であっても、送信電力が支配的であると思われ、このような状況で、無線設備ごとにすべての条件で測定を行うことは冗長なことが想定され、このことにより試験工数の増加、試験時間の長時間化をきたし、これらの余分な試験にかかる費用を消費者が負担することになる懸念があります。同一筐体に収められた無線設備において、あるいは同時に送信する場合にはそれらを考慮して、最大となる比吸収率が許容値を満足していることが重要ですので、今後、必要な技術検討や情報共有等が行われた上で、合理的な測定点数の削減等、柔軟に運用されるような配慮が必要と考えます。運用方法については、ガイドライン等により制度利用者において共有できることを希望いたします。</p> <p>また、御省において、本年度より、電波の人体への安全性に関する評価技術の調査研究が開始されております。今回の新たな規制の対象に合致した適合性評価方法が検討されるものであり、検討結果が早期に本件測定法等に反映され、適合確認の効率化が図られることを希望します。</p> <p>なお、国際的な整合性の観点から、比吸収率の許容値や測定法だけでなく、技術基準適合証明等の手続きについても検討が必要と考えます。別添2「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案」の別紙1に掲載されている工事設計書案においては、「通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、」と記載されておりますが、例えば欧州規格「EN 50566」においては、測定距離の根拠を示すことと要求になっており、必ずしも上記のような図面の添付が必要なものではありません。つきましては、日本独自の手続きとならないよう国際的な整合性の観点から、当該の図面に限定せず位置関係を決定するために参考とした添付資料等を求めることにするべきであると考えます。</p>	<p>賛成意見として承ります。御理解いただいているとおり、本件改正は、技術基準への適合性を遵守することによって、広く国民が安心して無線機器を利用できる環境を整備するために行うものです。本件改正の趣旨が誤解無く伝わるよう周知等については、今後検討したく存じます。</p> <p>合理的な測定点数の削減方法等については、国際規格や技術開発の動向も踏まえ、円滑な制度運用が可能となるよう、今後検討したく存じます。</p> <p>「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要はないことから、御意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。</p>

4	電波産業会規格会議第38作業班	<p>1. 無線設備規則の一部を改正する省令案(別添1)関連 今回の無線設備規則を変更する省令案における人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定等の導入等に向けた制度整備については、従来の携帯電話による音声通信の用途に加え、新たなデータ通信需要が拡大していることや、電波の安全性確保に向けてSAR測定方法が国際標準化されたことを踏まえると、国内制度整備が行われることは適切であり、関連法令等の改正については賛同致します。</p> <p>2. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案(別添2)関連 今回の制度整備に伴い改正される関連法令のうち、特に技術基準適合証明等制度の運用を定める告示案に関しては、制度の円滑な運用及び、制度を利用する者が過度の負担とならない点を希望する観点から、以下の点について要望を記載させていただきます。</p> <p>ア) 制度整備後に市場に流通されることが想定される端末等においては、現在の状況を鑑みると、複数の変調方式や通信速度に対応したものが出てくるのが容易に想像できます。現状の状況では、携帯電話、通信機能内蔵PC及びタブレット、モバイルルーター等の無線設備の大多数においては、一つの筐体内(端末)に複数の通信方式や、一つの通信方式においても複数の変調方式に対応した無線機能が実装されております。一般にこれらの端末においては、基地局からの制御により、条件に応じて通信方式や変調方式を決定して通信を行っています。今般の比吸収率測定等の導入に向けた制度整備では、無線設備の利用者が使用する一つの筐体において人体への影響の有無を確認するものであり、同一筐体での取り扱いにおいては、同筐体で測定される最大の比吸収率が法令基準を満足しているか否かを判断することが基本となっているものと考えます。省令において、上記のようなケースを明確に規定することは困難なものと考えますことから、別に運用の目安となるよう、ガイドライン等により示されることを希望致します。</p> <p>イ) 当該省令の改正案においては、別紙(工事設計書)にて新たに添付図面を求めている内容となっておりますが、国際標準の手順(IEC62209-2)においては図面を明確に求めておらず、国際的な制度運用において齟齬を生じる可能性がございます。制度の運用にあたっては、国際的な整合性を考慮頂き、「添付図面」の項は、「添付資料等」と修正頂くことで、当該事項を示す図面以外の資料も広く活用ができるようにして頂くことを希望致します。</p> <p>3. 総務大臣が別に告示する無線設備を定める告示案(別添3)関連 今回の制度整備に伴い改正される関連法令のうち、規定を適用することが不合理である無線設備を定めている告示案に関しては、制度の円滑な運用及び、制度の公平性を確保する観点から、以下の点について要望を記載させていただきます。</p> <p>ア) 二項に規定を適用することが不合理である無線設備として、送信空中線と人体(頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものと記載されていますが、制度を利用するもの各々の解釈の違いにより、同様の無線設備であるにも関わらず、制度利用者相互間で取り扱いが異なる可能性が発生することから、制度整備の趣旨が適切に反映され、類似の無線設備の取り扱いの公平性が担保されるとともに、制度利用者が簡易に理解できるよう、ガイドライン等について別に作成・公表頂くことを希望致します。</p> <p>4. 人体における比吸収率の測定方法を定める告示案(別添4)関連 今回の制度整備に伴い改正される関連法令のうち、特に実際の運用に直接係る測定方法を定める告示案に関しては、制度の円滑な運用及び、制度を利用する者が過度の負担とならない点を希望する観点から、以下の点について要望を記載させていただきます。</p> <p>ア) 4比吸収率の測定(二)一般条件 アに記載されている国際規格に定められた方法を用いる場合において、制度整備の趣旨に照らして、試験数(測定回数等)が効率的となるように運用することについて、配慮をお願い致します。</p> <p>イ) 国際標準化されたSAR測定方法(IEC62209-2)においては、離隔距離がある場合において、Annex Kが参照するIEC62479を適用(自己責任の範疇)することが認められており、今般の制度整備の背景において、国際標準化されたことを受けている旨の記載があることから、これらの手法についても整備された制度の運用にあたっては、国際的な整合性について、配慮をお願い致します。</p> <p>なお、上記のような自己責任の範疇によるものの取り扱いについては、制度整備において厳格に規定することは困難なものと考えますので、別に運用の目安となるよう、ガイドライン等により示されることを希望致します。</p> <p>ウ) 制度整備後に市場に流通されることが想定される端末等においては、現在の状況を鑑みると、複数の変調方式や通信速度に対応したものが出てくるのが容易に想像できます。</p> <p>上記の全ての組み合わせを測定することは、多大なる時間を要することになることから、制度整備の趣旨や、国際標準化されたSAR測定方法の規定に照らして、合理的な範囲で、適切に制度が運用されることを希望致します。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>2. ア)の御意見について、測定点数が膨大になり得ることに対し、配慮を求め御意見と理解します。合理的な測定点数の削減方法等については、国際規格や技術開発の動向も踏まえ、円滑な制度運用が可能となるよう、今後検討したく存じます。</p> <p>2. イ)の御意見について、「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、御意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。</p> <p>3. ア)の御意見について、本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。</p> <p>4. ア)、イ)、ウ)について、本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。</p>
5	UQコムニケーションズ株式会社	<p>1. 今般の制度整備全般について 今回の人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定等の導入等に向けた制度整備については、従来の携帯電話による音声通信の用途に加え、新たなデータ通信需要が拡大していることを背景に、電波の安全性確保に向けてSAR測定方法が国際標準化されたことを踏まえると、国内制度整備が行われることは適切であり、関連法令等の改正については賛同致します。</p> <p>2. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案(別添2)について 当該省令の改正案では、別紙(工事設計書)にて添付図面を求めている内容となっておりますが、国際標準の手順(IEC62209-2)においては図面による査証を明確に求めておらず、国際的な制度運用と齟齬を生じる可能性があります。制度の円滑な運用と、制度を利用する者にとって過度の負担とならないように国際的な制度との整合性を図るために、法令の運用に当たっては当該事項を示す図面以外の資料(取扱説明書等)も広く活用ができるようにして頂くことを希望致します。</p> <p>3. 総務大臣が別に告示する無線設備を定める告示案(別添3)について 告示案の二項に、規定を適用することが不合理である無線設備として、送信空中線と人体(頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものと記載されていますが、同様の無線設備でありながら、制度を利用するもの各々の解釈の違いにより、制度利用者相互間で取り扱いが異なることは、制度の公平性を担保するうえで問題が生じる可能性があると考えます。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p> <p>2のご意見について、「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、ご意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。</p> <p>3のご意見について、本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。</p>

6	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社	<p>1. BODY SAR周知の要望 BODY SAR基準は、測定方法が国際標準化されたことを踏まえて、日本でも測定方法の制度化が今回導入されるもので、携帯電話端末等の電波が人間の健康に悪影響を及ぼす誤解を与えないよう、電波の安全性に関して国としても周知していただくことを要望致します。</p> <p>2. 工事設計書記載事項に関する要望 今回の「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案」では、別表第二号第一の工事設計書「6. 添付図面等」は「送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面」を添付することとありますが、当該無線設備の使用方法を明示した取扱説明書等、図面以外の資料も添付できるよう要望致します。</p> <p>3. 経過措置の要望 携帯電話端末等の無線局は、国際的な無線通信規則に合わせて日本においてもスプリアス発射の強度の許容値が改正となり、平成17年12月1日に施行されました。それまでに製造・販売されていた携帯電話端末は、施行の日から平成19年11月30日まで(2年間)は旧規定による免許取得ができることとし、旧規定により開設された旧スプリアス適合携帯電話端末の利用期限は施行日から10年後の平成27年11月30日とされました。旧スプリアス規定の携帯電話端末は、経過措置として平成27年11月30日の利用期限までに再認証を完了されるべく手続き中のものもあり、今回更にBODY SAR制度がこの経過措置までに施行される場合、関係製造事業者・電気通信事業者へ与える影響が極めて甚大であるため、BODY SAR制度に経過措置を設けるか、BODY SAR施行日を平成26年4月1日から平成27年12月1日以降とするべきであると考えます。</p> <p>4. 同一認証番号化の要望 基準認証制度の見直し(平成23年12月16日施行)により、新工事設計は既工事設計を包含していることにより同一認証番号とすることが可能になりましたが、BODY SARの新たな工事設計書により検査が追加されますが、同一認証番号となるよう認証機関への周知徹底を要望致します。</p>	<p>賛成意見として承ります。 2のご意見について、「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、御意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。 3の御意見について、本件改正の施行日前に取得した工事設計認証等の効力は、施行日以後もなお有効とする経過措置を設けることとしています。 4の御意見について、同一認証番号とするか否かについては、工事設計認証の取得を求める者の意向、同一認証番号とするための条件への合致を踏まえ、登録証明機関が適切に判断するものと考えます。</p>
7	KDDI株式会社	<p>本制度整備案は、情報通信審議会による「局所吸収指針の在り方に関する答申」及び「人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法に関する答申」に基づくものであり、これに賛同いたします。本制度整備にあたっては、以下についてご配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>1. 本制度は、音声通信以外で使用する多種多様な無線設備が普及してきた状況及び人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に適用されるSAR測定に関する国際動向を踏まえて導入されるものであり、本制度の適用対象設備は、「人体付近で使用するもの」、「広く一般国民が利用するもの」、「比吸収率に与える影響が大きいもの」という考え方により、携帯電話等が該当すると理解しております。このような本制度整備の趣旨を一般国民に分かりやすく正確に伝える必要があらうことから、国による周知が十分に行われることを希望いたします。</p> <p>2. 別添2「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」の別紙1にある工事設計書の注釈において、人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、「送信空中線と人体との距離が20cm以内となる状態での通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面」を添付することとなっております。通常使用する時の無線設備と人体との位置関係を示す資料は、図面のほかに取扱説明書等に記載された文章も想定されることから、必ずしも図面に限定するのではなく、柔軟に運用可能となるようご配慮いただくことを希望いたします。</p> <p>3. 別添3「総務大臣が別に告示する無線設備を定める告示案」において、無線設備規則第14条の2第1項の規定を適用することが不合理であるものとして、「送信空中線と人体(頭部及び両手を除く。)との距離が20cmを超える状態で使用するもの」と示されています。この「20cmを超える状態」は、事業者、製造メーカ、または個人によって解釈が異なる場合が想定されることから、本制度を運用する上で混乱を招きかねません。つきましては、20cmを超える状態であるか否かの判断に資するガイドラインを策定していただくことを希望いたします。</p> <p>4. 現在、複数の周波数帯や複数の通信方式・変調方式を具備した携帯電話端末が主流となっており、今後、第4世代移動通信システムサービスの開始や、キャリアアグリゲーション等の新しい技術の導入により、更に周波数帯や通信方式の数、その組み合わせ等が増えいくことが想定されます。そのため、複数帯域同時送信時の測定等において全ての組み合わせを実施することは多大な時間を要することになることから、合理的な範囲において測定を効率的に実施できるようご配慮していただくことを希望します。また、本制度が適切かつ柔軟に運用することができるよう、測定の効率化等についてのガイドラインを策定していただくことを希望いたします。</p>	<p>賛成意見として承ります。 1の御意見について、御理解いただいているとおり、本件改正は、技術基準への適合性を遵守することによって、広く国民が安心して無線機器を利用できる環境を整備するために行うものです。本件改正の趣旨が誤解無く伝わるよう周知等について、今後検討したく存じます。 2の御意見について、「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、御意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。 3の御意見について、本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。 4の御意見について、合理的な測定点数の削減方法等については、国際規格や技術開発の動向も踏まえ、円滑な制度運用が可能となるよう、今後検討したく存じます。</p>
8	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会適合性評価委員会	<p>我が国を始めとして全世界において無線設備の利用が進展する中、人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定の導入等に向けた制度整備を行うことは、基準認証制度における国際的な適合性を確保する観点から、非常に重要な事項と考えます。従って今後も国際標準との調和がとれた省令改正を適宜実施いただくことを要望致します。</p> <p>別添2 ページ13 注11(4) "人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する時の筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、"と記載され、通常使用する時の無線設備と人体の位置関係について記した図面添付が要求されています。しかしながら、「IEC(国際電気標準会議)の国際標準IEC62209-2」およびこれに準拠する「平成23年10月28日の答申」(注)の測定位置の項目には、「測定対象無線機器の製造者が取扱説明書等において、当該無線機器の使用方法を明示している場合には、当該明示された位置とする。」と記載され、図面添付を求めています。 従って、工事設計書の記載においては、「取扱説明書等に記載する通常使用する時の無線機器の使用方法を文章で明記する方法」または「取扱説明書等の資料を添付する方法」も追加して頂くことを切に要望致します。 (注): 諮問第118号「携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」のうち「人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」答申</p>	<p>賛成意見として承ります。 「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、ご意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。</p>

9	イー・アクセス株式会社	<p>1. はじめに 当社としては、今回の制度整備については、国際ガイドラインと同等の電波防護指針に準拠した許容値及び国際規格に準拠した測定方法が制度化されるものであると理解しており、適切であるものと考えます。 なお、今回の制度整備は、国際的な制度の整合性をとるために行われているものであり、対象となっております携帯電話等の無線設備から発射する電波の安全性に対する懸念があるために行われているわけではないことを国として一般の方々に対して誤解を与えないよう十分周知していただくようお願いいたします。</p> <p>2. 「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令案」について 本省令改正案においては、別表第2号第1の工事設計書の「6 添付図面等」において、「送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面」を必要としておりますが、図による説明を要求してはならない国際規格との整合性を図るために、「…位置関係について記した文書」と変更し、無線設備の取扱説明書に記載がある場合には当該記載の添付で足りることとしていただきたくお願いいたします。</p> <p>3. 人体における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める告示案について 制度の円滑な運用及び制度を利用する者が過度の負担とならないよう、同一帯域および同一空中線を使用し方式のみが異なる無線設備については送信電力が最大となる場合の測定結果を他の場合の認証のためのデータとして利用するなど、柔軟な運用が可能となるようなガイドラインの策定を当社は希望いたします。</p>	<p>賛成意見として承ります。 1の御意見について、御理解いただいているとおり、本件改正は、技術基準への適合性を遵守することによって、広く国民が安心して無線機器を利用できる環境を整備するために行うものです。本件改正の趣旨が誤解無く伝わるよう周知等について、今後検討したく存じます。 2の御意見について、「無線設備と人体との位置関係について記した図面」については、必ずしも図面である必要は無いことから、御意見を踏まえ「無線設備と人体との位置関係について記した資料」に修正することとします。 3. の御意見について、本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。</p>
10	アルプス電気株式会社	<p>対象外の無線設備(モジュール形状)で工事設計認証を受け、対象無線装置と共にPC等の筐体へ入れる場合、PCでBody SARの試験を行うことは理解できますが、工事設計認証で測定した性能評価も登録機関の判断によって行わなければならないと聞いております。登録機関の判断にばらつきはないのか、また測定を全て初めから行う可能性も有り、そうなればPC等で使用することを目的としてモジュール形状での認証取得にメリットが無くなってしまいます。この点、考慮いただけるようお願いします。</p>	<p>本件制度の円滑な運用に向けて、今後検討したく存じます。</p>
11	一般社団法人電子情報技術産業協会	<p>無線設備規則の一部を改正する省令案(別添1)において、施行期日が平成26年4月1日とされているが、施行日については、制度の円滑な運用が担保されてから施行日を決定するよう要望します。</p> <p>我が国における情報通信機器の新製品の市場への導入サイクルは非常に短く、年間3回程度新製品の導入が行われている状況にあります。 一方、本制度における試験や認証には相当の時間がかかり、試験・認証の申し込みが短期間に集中した場合、制度の円滑な運用が難しい状況に陥ることが予想され、その場合市場に大きな混乱をもたらすことになりかねません。 そのため、制度運用における効率化、登録証明機関の整備(新設あるいは既存の登録証明機関の体制強化)のための支援をお願いしたい。</p>	<p>本件制度改正にあつては、改正省令の公布から施行までに十分な周知期間を確保できるものと考えております。 本件制度運用の効率化等については、円滑な制度運用が可能となるよう、今後検討したく存じます。</p>